

金融取引実務から考察する債権譲渡の 実相と法人税法部分貸倒との牽連性

水 野 浩 児

1. 金融実務における貸倒償却の重要性

長引く景気低迷により、中小企業等の資金調達環境は悪化の一途をたどり、円滑な資金調達を行うことは中小企業にとって企業存続の重要課題となっているケースが多い。そのような状況下、近年の経済金融情勢及び雇用環境の悪化などを鑑み、2009年12月に中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法案（中小企業金融円滑化法）¹⁾が、2012年3月までの時限立法として制定された。現在の日本が直面している「雇用の確保」という至上命題を達成させるため、中小企業の倒産回避の見地から立法化された法律である。

1) 『中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法案要綱』（金融庁）には、その目的として、「この法律は、最近の経済金融情勢及び雇用環境の下における我が国の中小企業者及び住宅資金借入者の債務の負担の状況にかんがみ、金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に配慮しつつ、中小企業者及び住宅資金借入者に対する金融の円滑化を図るために必要な臨時の措置を定めることにより、中小企業者の事業活動の円滑な遂行及びこれを通じた雇用の安定並びに住宅資金借入者の生活の安定を期し、もって国民生活の安定向上と国民生活の健全な発展に寄与することを目的とする。」としている。

金融円滑化法は、現在の混沌とした経営環境においては、時代が落ち着くまでは流動的な要素が多く、将来の事業計画を企てることが困難な状態であるため、返済猶予を申入れた企業に対して合理的な判断ができるまで実現可能性の高い抜本的な計画の策定を猶予することで、債権の回収の危険性または価値の毀損の危険性の判断も猶予するというものである。金融実務から判断すると、金融機関はその法案を背景に、これから実現可能性の高い抜本的な経営再建計画を策定する債務者に対して計画策定を猶予することができる。その結果、返済猶予という融資先のマイナス評価となる事実発生により自己査定における債務者区分が悪化し、それに伴い貸倒償却の発生することを猶予するものである。

金融機関にとって貸倒償却の要否判断は、決算内容に直結するものであり、円滑化法の猶予規定は金融実務において極めて重要なものといえる。しかしこのような貸倒償却の要否の判断は、会社法や金融商品取引法における企業会計上の概念に過ぎず、税務上においては問題となることはない。なぜなら、法人税法基本通達（法基通9-6-2）は、法人の有する金銭債権につき、その債務者の資産状況、支払能力等からみて、その全額が回収できないことが明らかになった場合には、その明らかになった事業年度に貸倒れとして損金経理をすることができるとしており、全額が回収不能にならないと貸倒償却ができないとしている。このことから債権の一部が毀損し、その一部分のみを償却することはできないというのが税務上の一般的な解釈となっている。

金融機関すなわち債権者から判断して債権の一部が回収できない状況であるにも関わらず、法人税法が部分的な貸倒を認めないがために、金融実務には少なからず弊害が生じており、それゆえ円滑な資金供給が阻害されていると筆者は考える。金融機関が有する債権の価値すなわち回収可能性とは、債務者が産み出す将来キャッシュフローであり、事業計画の実現可能性であると考えべきであり、金融機関の貸出金の元本（簿価）より当

該キャッシュフローの合計額が下回ることが確実な場合にその差額を償却することが合理的であると考えられる。

これらについて、① 企業会計における部分貸倒の概念の必要性、② 平成 16 年 12 月 24 日最高裁判決からの考察、③ マクロ的金融からみた金融機関の貸出債権の特殊性の観点から以下に述べていく。

2. 企業会計における部分貸倒の概念の必要性

金子教授は「貸倒損失は、事業の取引活動に基づく損失である。より一般的な表現を用いれば、それは外部との損益取引の結果として生ずる損失であり、企業会計上も実現した損失として費用に算入することが当然のこととして認められている。法人税法においてもそれが採用している実現主義の原則下で、外部との損益取引に基づく損失として、公正妥当な会計処理の基準の解釈として、当然に損金に算入することが認められている。これに対して、資産の評価額は、所有資産の評価の減少、すなわち未実現の損失であるから、企業会計上も、法人税法上も、それらが採用している実現主義の原則からして、費用ないし損金に算入することを原則として認められない。それが認められるのは、別段の定めがある場合のみであり、法人税法 33 条 2 項は、まさにそのような別段の定めにあたるのである。

このように、法人税が、損失を（1）損益取引に基づき実現した損失と、（2）所有資産の価値の減少という未実現の損失、という 2 つのカテゴリーに区分し、前者は当然に損金に算入され、後者は別段の定めがある場合のみ損金に算入することを認められていることからすると、33 条 2 項が金銭債権を除外しているのは、なんら部分貸倒を否定する趣旨を含むものではなく、金銭債権の価値の減少の取扱いとは 33 条 2 項の範囲内の問題ではなく、損益取引に基づく損失の問題、すなわち（1）のカテゴリーの問題として個別に検討すべき問題であることを確認的・注意的に規定したと

解すべきである。このように、部分貸倒は33条2項によって否定されているわけではないから、部分貸倒が認められるべきかどうかは、もっぱら「公正妥当な会計処理の基準」の解釈の問題である²⁾。」と述べられ、部分貸倒れの有用性を示すとともに、その考え方が現実的に可能であることを示されている。

金銭債権の貸倒の基準について税務上の判断は、債務者側の事情のみでアプローチしており、部分貸倒を認めることは困難であると考えざるを得ない。しかし、金融実務では、自己査定による債務者区分を行う等、債権者側の事情でもアプローチを行っており、金融実務を紐解いていくと、新たな公正妥当な会計処理の判断基準が明確になるように思われる。つまり債権債務は両輪であるため、債務者側だけの事情ではなく、債権者の事情さらには債権単位で考察すれば、合理的な判断基準をもって債権は消滅していると客観的に判断できるケースがあるわけである。

さらに貸倒損失について企業会計と税務の判断基準が異なっていることが、銀行の決算において非常に大きな問題をもたらすことになる。それは、税効果会計における繰延税金資産の回収可能性の問題である。企業会計において部分貸倒により貸倒損失計上したにも関わらず税務上損金性が認められない額は、税務上における貸倒が認められる時期まで将来減算一時差異として繰延税金資産の計上の要否が問題となる。この繰延税金資産の計上の要否については、将来に対する企業活動の見積もりという大きな不確定要素が介在することとなる³⁾。

2) 金子宏「部分貸れの損金算入——不良債権処理の一方策」ジュリスト1219号115頁

3) 2003年5月28日にりそな銀行への公的資金注入（実質国有化）の引金となったのは、監査法人による繰延税金資産の否認による自己資本比率の低下である。

3. 平成 16 年 12 月 24 日最高裁判決からの考察

これまでの金銭債権の貸倒の損金算入は「債務者の資産状況、支払い能力などから判断してその全額が回収できないことが客観的になった場合」にのみ容認する債務者側の事情からの立場を判決は採用してきた。

しかし、平成 16 年 12 月 24 日最高裁判決において、貸倒償却を債権者側の事情から判断すべきとの合理的な考え方が示された。判決では「法人の各事業年度の所得の金額の計算において、金銭債権の貸倒損失を法人税法 22 条 3 項 3 号にいう「当該事業年度の損失の額」として当該事業年度の損金の額に算入するためには、当該金銭債権の全額が回収不能であることを要すると解される。そして、その全額が回収不能であることは客観的に明らかでなければならないが、そのことは、債務者の資産状況、支払能力等の債務者側の事情のみならず、債権回収に必要な労力、債権額と取立費用との比較衡量、債権回収を強行することによって生ずる他の債権者とのあつれきなどによる経営的損失等といった債権側の事情、経済的環境等も踏まえて社会通念に従って総合的に判断されるべきものである。」として、債権者側からみて回収不能もしくは回収する価値のない債権等について具体的に示されたのである。

そこで、社会通念に従って総合的な判断をするために、今一度、債権者である銀行のおかれている立場を再検討し、債権者側の事情を考慮する必要があると考えられる。銀行の保有する債権の本質を認識することは、債権者側の事情を考える上で重要であり、以下において金融実務から債権の実相を考察するとともに、金融機関の実務に大きな影響を及ぼす金融庁検査の本質的意義についても考察を行う。

4. マクロ的金融からみた金融機関の貸出債権の特殊性 (金融実務における実相)

(1) 債権の仲介者たる銀行の位置づけ

銀行の大きな役割のひとつは、間接金融を担うことである。間接金融とは、自らの資金調達のために固有の金融商品を用いて資金供給者から資金を吸収し、主として融資によって資金需要者に対して資金供給を行う金融仲介のあり方をいい、間接金融を担う金融機関を間接金融機関という⁴⁾。つまり銀行の役割は、資金余剰主体から預金を集め、資金不足主体に対して貸付を行うことである⁵⁾。預金者等の資金余剰主体から集めた資金を、中小企業等の借入人に仲介することは、預金者が銀行に資金を預け、銀行がその借入人に貸付けることで、銀行の債権となるわけである。

このような銀行を仲介者とした債権の移動をマクロ的な観点から考察すれば、銀行の仲介機能により、預金者の預金債権が、銀行の貸付債権となっていることになる。表現を変えると、銀行の預金債務を、企業などの借入人が債務を引受けたことになる。一方、銀行が企業などへ貸付けた貸付債権を、銀行への預金者が預金債権として保有しているとも考えることができる。そう考えれば、銀行の仲介機能自体が金融債権譲渡を構成していることとなる。

(2) マクロ的に見た銀行実務における債権譲渡

銀行業の本質は預金を受け入れることであり、それゆえに銀行法に基づ

4) 大垣尚司『金融と法』(有斐閣、二〇一〇年)二六九頁

5) 大阪市立大学研究所『経済学辞典』(岩波書店、一九九二年)には、直接金融は、主として有価証券を用い市場を介して資金余剰主体から資金不足主体へ資金が直接流れること、間接金融は、金融機関が一方で資金余剰主体から受信を行い自らの発行する間接的証券により資金調達し、他方で資金不足主体に対し与信を行うかたちで間接的に資金の仲介を行うことと定義している。

く免許が必要となる。銀行法は銀行業務を、① 預金または定期積金の受入と資金の貸付けまたは手形の割引を行うこと、② 為替取引（内国為替・外国為替といった決済業務）を行うことの、いずれかを行う営業と定義している⁶⁾。つまり、銀行は余剰資金や決済資金を預かる預金部門と、当該預金を利用して企業等へ信用創造を行う貸付部門の2つの顔を持っている⁷⁾。

そこで、マクロ的な観点から、預金者の預金債権が銀行の貸付金債権になるプロセスを法律的に考察すると次のようになると考えられる。

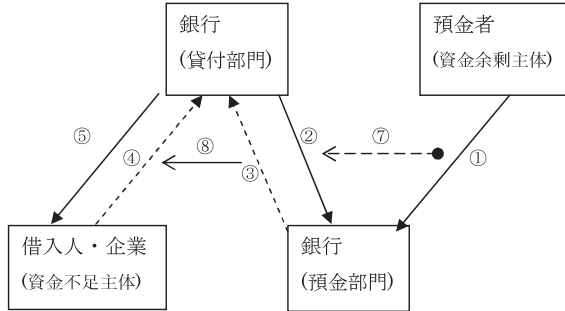
資金余剰主体である預金者は、銀行に預金を行うことで、銀行（預金部門）に対して預金債権を有することとなる（次頁記図中①）が、その預金債権が、預金者の承諾のもと銀行（貸付部門）に譲渡される（図中⑦）⁸⁾。これにより、銀行（預金部門）が銀行（貸付部門）に対して預金債務を負っている状態となる（図中③）。資金不足主体である借入人は、銀行からの融資金と引換に、銀行（貸付部門）の債務（図中③）の履行引受（図中④）を行っている状態となる。その結果、銀行の貸付部門は、借入人に対して（図中④）の反対債権として貸付債権（図中⑤）を有する状況となる。マクロ的に考察すれば、資金余剰主体である預金者の預金債権は銀行を介して、資金不足主体である借入人が、その預金債務の履行を引受けたと考えることができる。見方を変えれば、預金者が銀行を介して、借入人に対する貸付債権を保有しているとも言える。これが、我妻博士が述べられている

6) 銀行法2条2項に定められている銀行業務。

7) 銀行取引を法的に考察する前提として、銀行には預金を受け入れる機能（顔）と、企業等に融資（貸付）を行う機能（顔）の二面性があり、預金者は銀行預金部門と取引を行い、借入人は銀行貸付部門と取引を行うと考えると理解しやすい。

8) 銀行法に定められている銀行業務を預金者は知っているため、預金者の預金債権は、貸付金債権になることは承諾している状態であることは、銀行へ預金を預ける段階での前提として考えられる。

「銀行の金銭債権の仲介者たる作用⁹⁾」の考え方であり、金融実務からマクロ的に考察した、債権譲渡の実相と捉えることができる。



- ① 預金者（資金余剰主体）の銀行預金部門に対する預金債権
- ② ⑦により預金者の預金債権の譲渡が銀行貸付部門に行われている
- ③ ②の反対債務を負っている
- ④ ⑧により③の債務を履行引受している（債務引受）
- ⑤ ④の反対債権すなわち貸付債権

上記を裏付ける事実として、⑦の対価として預金者は預金相当額を受取ることができる、⑧の前提として、借入人・企業は、融資金相当額の払込を受けている。

(3) 金銭債権の実相

現在、金融機関で最も注視されている金融庁検査は、預金保護すなわち預金者の債権の保護と、中小企業などへの円滑な資金供給が行われている

9) 我妻栄『近代法における債権の優越的地位』（有斐閣、一九五三年）三〇一頁

かの、一見、矛盾する観点から検査が実施されている。預金者からの預金は、企業などへの融資に利用されるわけであるから、融資の際の厳しい審査は預金者の預金保護につながるが、厳しい審査は、中小企業への円滑な資金供給を阻害するケースもあるからである。しかし、我妻博士が論じられた「銀行の金銭債権の仲介者たる作用」を考えれば、金銭債権を検査する金融庁検査におけるこのような矛盾は、当たり前の事象とも考えることができる。すなわち、金融検査に関する基本方針（金検第 369 号）には、「我々の役割は、金融機関のリスクを最小限度にしてしまうことではない。検査等に求められるのは、各金融機関の経営環境、経営実態等に応じた適切なリスク管理態勢が整備されているかについて、メリハリのある検証を行うことである。」と記載されており、適切なリスク管理態勢の整備といった曖昧な表現を行っている。しかし、金融検査実務では、毎年度ごとに監督方針¹⁰⁾が打ち出され、平成二十三年度は、「東日本大震災の発生等を受けて、本事務年度は、金融仲介機能の真価が問われる一年との認識の下、「円滑な金融仲介機能」に係る記述を充実したほか、システムの自主点検や業務継続体制に再検証についても強調。また、金融機関は公共性が高く信頼のある機関として、金融商品の提供等に当たっては、顧客保護に配慮し、その期待に応えていく必要がある旨を強調。」としており、時代に応じて金融機関へ重点施策を明示し、融資を積極的に行う局面等に対応させようとしている。

このように、金銭債権の仲介者である金融機関にとって、金融庁検査は金銭債権の仲介業務の根幹となる検査である。その検査対象となる借入人

10) 金融庁ホームページ <http://www.fsa.go.jp/news/22/20100827-2.html> 監督方針とは「金融庁においては、毎年、事務年度（7月1日から翌年の6月30日まで）当初に、監督に当たっての重要事項を明確化するため、金融機関向けの監督方針を制定し、公表している。」とされている。

(銀行の貸付)の業況を、銀行が独自に査定し、その借入人の返済能力たる返済資金獲得能力を評価している。言いかえれば、貸付債権の回収可能性の評価を債権分類ごとに厳しく吟味し、その評価に応じて、引当金を計上する仕組みになっている¹¹⁾。

この自己査定の制度がスタートしたのは1997年であり、このときに金融検査マニュアルが策定され、資産査定(銀行の貸付債権の査定)がスタートし、預金保護の考え方が重視されたと考えられる¹²⁾。

自己査定が導入されたころの銀行は、バブル経済による不動産の高騰を背景に、バブルで資金需要を強めた不動産会社に対して、不動産の値上がりを見越した過度な融資を行った結果、銀行の審査機能も麻痺し、いわゆる住専問題にまで発展する事態を引き起こした。

本来であれば、銀行は、借入人の事業に対する取り組みや、将来の事業計画に基づいて貸付債権の評価を行うべきであるものが、過度な不動産担保融資に傾斜し、借入人の事業能力等の評価は事実上行われていなかった。

11) 日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に係る実務指針」(平成9年4月・平成11年4月改正)には、冒頭部分で自己査定について以下のように定義している。「早期是正措置の導入に伴い、銀行等金融機関は、資産の自己査定基準を定めて、その有する資産を検討・分析して、回収の危険性又は価値の毀損の危険性の度合いに応じて分類区分すること(以下「自己査定」という。)が必要になった。自己査定は、貸借対照表上最も重要性の大きい信用リスク資産の保全管理の柱となるものであるが、同時に、貸倒償却及び貸倒引当金の適正な計上に資するものである。銀行等金融機関は、自己査定基準を定めて、それに準拠して適正な自己査定が可能となるような内部統制を構築することが求められる。監査人は、貸倒償却及び貸倒引当金の監査を実施する際、自己査定基準が適正に整備され、自己査定がその基準に準拠して実施されていることを確かめなければならない。」

12) 1998年頃から金融機関の破綻が相次ぎ、預金者の預金保護の考え方が強まった。

このように金融検査マニュアルが制定され、自己査定が始まったことにより、本質的な金融業務がスタートしたということもできる。別の表現をすれば、我妻博士が表現された「銀行の金銭債権の仲介者たる作用」を金融実務が認識したとも考えられる。現実的に、金融実務は1997年の自己査定の開始を機に、貸付債権（金銭債権）の捉え方に大きな変化が生じている。

このように実務における金銭債権の実相を、マクロ金融的な視点と、金融庁検査および自己査定の本質から捉えることができる。

（4）金融庁「金融検査マニュアル」および自己査定と債権償却

銀行は、金融検査マニュアル¹³⁾に基づき自己査定を実施し、銀行の資産（貸付金債権）を個別に検討し、債権の回収の危険性または価値の毀損の危険性の度合いに応じて区分し、信用リスクの程度に応じた十分な水準の償却・引当を行う。すなわち、貸出等の債権の自己査定においては、まず債務者を、その財務内容や返済能力に応じて ① 正常先 ② 要注意先 ③ 破綻懸念先 ④ 実質破綻先 ⑤ 破綻先の5つに区分し、次に債務者ごとに個々の債権の担保・保障等の状況を勘案し、分類区分と分類金額を確定する。その結果に基づき、貸倒等の実態を踏まえ債権等の将来の予想損失額等を適宜かつ適正に見積るのである。

（5）資産自己査定と貸倒償却に関する日本公認会計士協会の実務指針

上記自己査定の結果は、会計上の貸倒償却及び貸倒引当金の合理的な計

13) 金融庁ホームページ <http://www.fsa.go.jp/news/21/ginkou/20091204-1.html>
金融検査マニュアルにおいては、中小・零細企業等の債務者区分の判断について「当該企業の財務状況のみならず、当該企業の技術力、販売力や成長性、代表者等の役員に対する収入状況や資産内容、保証状況と保証能力等を総合的に勘案し、当該企業の経営実態を踏まえて判断するものとする。」としている。

上につながる。日本公認会計士協会が制定した貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針には、「自己査定は、貸借対照表上最も重要性の大きい信用リスク資産の保全管理の柱となるものであるが、同時に貸倒償却及び貸倒引当金の適正な計上に資するものである。銀行等金融機関は、自己査定基準を定めて、それに準拠して適正な自己査定が可能となるような内部統制を構築することが求められる。監査人は、貸倒償却及び貸倒引当金の監査を実施する際、自己査定基準が適正に整備され、自己査定がその基準に準拠して実施されていることを確かめなければならない。」と、自己査定の重要性及び基準の整備について明記した。そして、債務者の区分を以下のように取扱うことを定めた。

- ① 正常先債権は、業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者に対する債権とした。
- ② 要注意先債権は、貸出条件に問題のある債務者、履行状況に問題のある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者に対する債権とした。
- ③ 破綻懸念先債権は、現状、経営破綻の状況にないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権とした。
- ④ 実質破綻先債権は、法的、形式的な経営破綻の事実、発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが無い状況にあると認められるなど、実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権とした。
- ⑤ 破綻先債権は、法的、形式的な経営破綻の事実が発生している債務者、例えば、破産、清算、会社整理、会社更生、和議、手形交換所における取引停止処分等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権とした。

5. む す び

銀行の実務では、自己査定における債務者区分の結果に応じて、回収可能額を合理的客観的に判断し、債権の価値が毀損したとみなされる部分について債権償却や貸倒引当金計上を行うことになる。

まず区分された債権が正常先債権や要注意先債権と判断された場合は、債権の回収の危険性は顕在化しておらず、個別に回収可能額の判断をすることは不要である。一方、実質破綻債権及び破綻先債権に区分された場合は、経営は破綻しており再建の見通しはもはやないので、不動産等の担保以外には回収可能額はなく、これら担保などで保全されない債権額は個別に貸倒引当金を計上することが必要となる。

また破綻懸念先債権については、債権の元本の回収及び利息の受取に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もり、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額を回収可能額として債権の帳簿価格との差額について貸倒引当金を計上することが認められている¹⁴⁾。

このように金融実務における企業会計上の貸倒損失処理においても、法人税法が求める客観性や公平性は担保されているわけである。マクロ金融の担い手である金融機関の貸出債権の実相は、銀行の仲介機能を介して預金債権と実質的に同じものと考えられる。

そのため、金融機関の貸出債権のうち価値が毀損したと考えられるものは、その時点で適宜償却し正常な貸出債権と区分することが、結果的に預金債権の回収可能性を明確にし、ペイオフ等の危険性から保護することになる。

債権者側の立場（金融機関）貸出債権の回収可能性を評価とする事は、回収可能性の合理的に判断できることのみならず、預金債権の回収可能性に関する意義深いものである。

14) 高橋俊樹『金融機関の債権償却——自己査定における実務対応』（金融財政事情研究会、二〇一二年）二〇頁

The Relation of the Actual Condition of Assignment of Claim and the Partial Bad Debt of Corporation Tax Law which are Considered from Financial Transaction Business

Koji MIZUNO

Abstract

In the bank, under dull influence, the loan to small and medium-sized enterprises is decreasing. Fund required for management is insufficient for small and medium-sized enterprises, and they are in trouble. And the end of the financial facilitating method also has big influence. As a reason which a bank cannot lend to small and medium-sized enterprises, the view of the law of a tax is related. The view of the bad debt which the law of a tax recognizes, and the bad debt in business is different. The bank is evaluating property by the original method. The evaluation has big influence on small and medium-sized enterprises. The method of evaluation is indicated in the manual of Financial services Agency. In this paper, the view of the method of evaluation of the property of a bank and the manual of Financial Services Agency is analyzed. And small and medium-sized enterprises find the hint which can borrow money smoothly.

Keywords : Financial Services, small business finance, financial facilitating of law, assignment of claim.